



次年度の学校防災体制（マニュアル）見直しの助言に！！

東日本大震災から学ぶ防災学習の講師に！！

「学校防災アドバイザー」を活用してみませんか！！

令和4年度も残りわずかとなりました。

各学校では、今年度の避難訓練等を基にした課題等を踏まえ、次年度に向けた学校防災体制（防災マニュアルを含む）の見直しを始める時期と思います。

また、3月11日は東日本大震災があった日です。各学校において、3月11日前後に、震災の教訓を学び、防災意識の向上につなげるなどの防災学習を計画している学校も多いと思います。

県教育委員会では、こうした取組を支援するため、専門的な助言や講師などに、学校防災の専門家である学校防災アドバイザー（大学の先生や防災士会など）を派遣していますので、積極的に御活用ください。

派遣申請方法は、以下のとおりです。

3月中に学校への派遣を希望する場合は、2月10日（金）頃までに申請願います。



【相談方法】ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/bousaisoudan.html> から、

「様式第1号 学校防災に係る相談シート」をダウンロードし、必要事項を記載の上、メールにて相談ください。

【費用等】無料

【相談シート提出先】保健体育安全課 学校安全・防災班 hokenaa@pref.miyagi.lg.jp へ



★「防災マニュアル」の見直しに当たって

マニュアル見直しのポイント等を記載した「学校防災マニュアル見直しの手引」や、「学校防災マニュアル作成ガイド（改訂版）」を参照ください。

みやぎ学校防災ポータルサイト『みやぼう』より参照できます！！

<https://www.pref.miyagi.jp//site/gakkou-azen-bousai/miyabou.html>



★東日本大震災の当時の思いに触れる

震災の状況や震災当時の同年代の子供たちの思いを感じる作文や詩を教材とした「みやぎ防災教育副読本『未来への絆』」を活用ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/fukudokuhon.html>



重要

「学校保健安全法施行規則」の一部改正について

令和5年1月6日付け保体第314号において通知した、「学校保健安全法施行規則」の一部改正について、改めてお知らせします。

「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第41号）が公布され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

特に、以下の下線で示しているとおり、児童生徒等の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、学校において校外学習等の際の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となります。

各学校・園においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動等のために自動車を運行する場合の所在確認の在り方について、安全確認体制の見直しを改めて行っていただくなど、教育活動の様々な場面での児童生徒等の安全確保をお願いします。

なお、以下の文部科学省通知にもある【実効性の確保等】も参照ください。

■学校保健安全法施行規則の一部改正される内容

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第二十九条の二

学校においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。

2 幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

【実効性の確保等】

（文部科学省通知より抜粋）

今回の省令改正で安全装置の装備が義務付けられる幼稚園と特別支援学校においては、ガイドラインに適合する安全装置の送迎用バスへの装備について遺漏ないよう取り組まれないこと。

児童生徒等の所在確認を、各学校においてこれまでも教育活動の前提として必然的に実施されてきたものであるが、今回の省令改正によって法令上位置付けられたことに鑑み、学校安全の基本となるという認識を共有するとともに、自動車等への乗降の場合に限らず、学校生活の中で場面が変わる際の所在確認の在り方について見直す機会とされたいこと。

なお、具体的所在確認に当たっては、児童生徒等の年齢や発達段階に応じて適切な方法によって行われることが望ましいこと。

本改正省令の、施行期日を令和5年4月1日としているが、所在確認は、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたいこと。